

# 村史編さん資料の収集について

古文書

高 宮 昭 夫

(会員・米水津村浦代)

古文書。或る本を引用すると次のように書いている。

古文書とは、

。古文書、特定の対象に対して、ある事を伝

える意志のもとに書かれた文書。

。一般著述、編さんもの、備忘録、日記類

。一般書簡

古文書の様式

公式様文書 (律令時代)

公家様文書 (平安時代)

武家様文書 (中世文書) 鎌倉、室町、戦国時代

社寺文書

近世文書 (徳川時代)

領主側史料 (支配史料)

領民側史料 (地方史料)

村方史料

(1) 領主より交付されたもの、またその写し

(法度、触書、達、回状、年貢割付状、年貢皆済

目録、検地帳、御林帳、五人組帳等)

(2) 村側より提出したものの控

(宗門改帳、人別帳、村差出明細帳、家数人数書

上帳、訴状、歎願書、村絵図等)

(3) 村方の記録類

(村方入用帳、萬覚書、御用留、入会、山訴論、

村極等)

(4) 村民相互の文書類

(売買、貸借、質入、詫状等)

(6) 全く私的の記録

(系譜、感状、書状、農事、旅行日記等)

形態による分類

。簿冊類

- (1) 土地関係―検地帳、名寄帳、年貢割付帳等
  - (2) 戸籍関係―五人組帳、宗門人別帳等
  - (3) 村政関係―村明細帳、村入用帳、御用留等
- 。一枚もの

(1) 下達文書―触書（法令を一般に知らせる、読み

きかせ等）

廻状（用向の通達回覧、村順達等）

裁許状、年貢免状、皆済目録

(2) 上申文書―願書（乍恐以書付奉願上候）

(3) 相互文書―証文、人別受払手形、旅行手形等

(4) 自治文書―村法、村極、絵図等

(5) その他―一般書状

私が古文書に興味を持ち始めたのは、二十代後半のようだ。或る夏の日、蔵の中の掃除をしていて、曾祖父の使っていた「寺小屋」の手本を見出したからである。それはしふ紙で包装して、鼠の小便やゴキブリにも耐えるようにしていて、表紙には「室」と書いてあった。

年号は、文久元酉年より四年迄のものである。日記往

来・私考慎要集・瓜生氏日本国盡・九州豊後佐伯地名録・寺小屋訓書・若双紙、等々十数冊に及ぶもので、曾祖父の勉強振りが伺えると同時に、すばらしい筆跡に感嘆し、私も読みたいと願望した。

中味を少しだけ紹介する。「慎要集」の中から……

女は夫にしたがいて、夫の留守に人よせな、男のげらげら笑い、女のぶちようづら、年寄の大口ばなし、世帯もちのひるねづき、朝から花歌、若いものの骨おし、七才になれば仕付せよ、女房子供をほむるなよ、人の出たあと笑うなよ等々であり、非常に面白く読めるし、幼児より「慎要集」として教育していたことに一面感心さえする。

さて、本論の収集についてであるが、判明している限りの庄屋、更に大庄屋の屋根裏など随分とかき廻した。三十代の前半、役場より教育委員会に出向となったので、好機を得て、文化財としての古文書収集にあたった。当時各地区毎に文化財調査委員が選任されていたので、その委員にお願いして、地区毎に古文書を探索した。

文化財調査委員の仕事も随分と広範囲ではあるが、私は民具、漁具の収集よりも、まず古文書を優先した。な

せならば、先回の史談会誌にも書いたが、現今のように、トイレットペーパーが充分でない時代は、古文書の軟らかい紙質が重宝されていたからである。小浦地区の明治中期から大正初期までの記録が、わずか一週間早ければ明治初期からのものの記録があったかも知れないし、逆に一週間遅ければ、地区での貴重な記録は、日の目も見ることなく消失してしまっていただろう。「善は急げ」月並みの言葉だが、実感がこもるのである。

家の新築ブームが、古文書消失に拍車をかけた。古いものは捨てられる運命にあったし、特に古文書等は、鼠の小便の匂いを嗅がされれば、古文書に関心のない家主は、一番先に捨てるか、焼くかが当然であろう。

捨てられたものは、拾うことも出来るが、焼かれたものはどうにもならない。収集の折に「もう十年早ければ、家にもいろいろあった」とよく家主は言う。

みかん畑に捨てられた「襖の下張」を拾いに行ったこともある。まだ解読していないが、庄屋の家の下張だけに楽しみに保存している。

収集には「公報」で呼びかけることも大切だが、なんといっても最も効果があるのは、各戸訪問であろう。

地区内の目ばしい家を訪ねてしつこく聞き、あわよくば天井裏にまで上るようになれば、しめたものである。友人との話の中から本匠村にあった米水津村関係の古文書も戴いた。

収集についての楽しい思い出だが、皆さんの協力で、米水津村には、冒頭に書いた分類の大部分があり、正確には調査していないが、約百点は越えると思っている。私の記憶では、南郡、佐伯市の中でも、公開されているものとしては一番多いのではないかと自負している。

村方史料として、庄屋の持っていたものの一部を紹介する。

改正郷村明細帳（安政五年、天保四年の二冊）

軒別朱引帳（嘉永五年）

当家持高帳（庄屋成松家、嘉永三年）

前年より高受覚帳（成松家）

諸願控（嘉永七年）

五人組帳（万延元年）

当浦新古軒別明細取調帳（元治二年）

古新軒別員数朱引帳（安政六年）

この朱引帳とは、当浦の二〇三戸の持主の名前と、居家

一軒、土蔵一軒と書かれている右上に「朱」で瓦庇御免と記している。数えてみて驚いた。なんと、二〇三戸中四六戸に「朱」があるのである。

写真を解読する。

覚

一 平日脇指勝手次第



問

其旨可相心得候以上

天保十四卯年

八月十二日御代官所<sup>㊟</sup>

この文面から見て、御蔭を以て渡世取続けられ候二付とあるが、百姓の御蔭で生活しているのは代官所であるから、百姓が八がこの「覚」を出すなら話もわかるが、今、いくら云っても仕方がない。御代官所も、百姓に対して権威を失墜せぬように、この文面は決められている。

- 米水津浦組
- 小浦百姓
- 一 瓦庇 為八
- 一 傘
- 但其身一代
- 但其人斗
- 右者御蔭を以渡世
- 取続候二付為冥加。
- 此度金拾兩致献納候二付
- 書面の通
- 御免被 仰付候

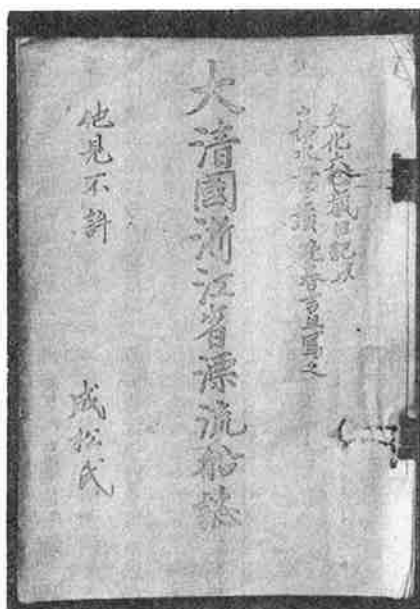
冥加（領主から臨時に配下の豪商に課した上納金）。いわゆる豪商に課した寄附金であろうが、こちらは、食うや食わずの百姓である。それに寄附金をおしつけて「御蔭を以て渡世取続けられ……」とは、全くわが先祖も、冥加金を納めたかと思うと腹が立つ、これも当初、寄附金的な性格のものが、藩の財政が逼迫してくると「課税」となってくる。冥加金を納めるために他家から金を借用了したと思われる「借用証」も随分多い。百姓は「生かさぬように、死なせぬように、百姓とゴマの油は絞れば絞るほど絞れるものなり」と、百姓いじめの役人が、有能な役人とされた時代でもある。現今の離農も無関係ではな

さそうである。

写真の大清国 江省漂流船誌についても少々説明を加えた。

文化六己歳、日向国高鍋、秋月栄三郎様御領内分福嶋と申所江唐船壹艘漂着、其節唐人より願書差出候写左記ニ相記とある。内容は

盛瑞隆（船名）とそれの不随船として二艘計三艘の乗組員三拾四人、浦奉行より、いろいろ調査されるが、怪やしいものでなく、ただの漂流船として下関を廻って、長崎まで廻船されることになる。高鍋を出帆し、浦江で



食糧を得、二月九日五つ時（八時）浦江を発ったのであるが、天気が悪敷く、九つ時（十二時）に米水津の小浦という所に漕廻し、そこに七日間滞船する。

その時、米水津組の各浦より網船九艘に百六拾九人が乗って、小浦に案内している。藩の命令ではあるが何ともものしいことかと驚くばかりである。

写真の役人入用控もその時のもので、中味は、醤油一升、白ごま二合、大ろうそく三丁とか、役人と、唐人の食糧が、こまごまと書かれている。米水津の他地区からも応援を得ている。今は、なんでもない出来事だが、顔



は同じでも、言葉の違う唐人に対して、とまどいと、苦しい家計の中から食糧を持ち寄った浦方の人情が伺える。今回は南郡市六枚しかない（故羽柴先生曰く）といわ

れる中世文書のうち、米水津に関係する二枚を中心に紹介する。

## 佐伯史談会役員改選

- ・前 会 長 高木嘉吉
- ・前副会長兼事務局長 清田義雄
- ・新会長兼事務局長 塩月佐一
- ・新副会長兼会計 山本 保

去る二月二日年頭拡大評議員会に於いて右のように、正副会長の交代がきまりましたのでお知らせ致します。交代の理由は、高齢と病気のためです。

高木前会長は昭和三十三年史談会創立にかかわつた生えぬきの方です。昭和四十年一月以来今日まで二十一年間の長い間、佐伯史談会会長としてご苦勞なされた功勞者です。本年八十三才になられ、一昨年病氣入院なさつて以来会長を辞任したいと申されておられました。

清田副会長については巻頭を書きましたのでここでは省略致します。私ども会員は心からお二方に「ご苦勞様でした。有難うございました。一日も早く健康を回復下さつて、ご指導下さい。」とお祈り致します。